

お知らせ information

暮らし

国民年金から 国民年金制度について

国民年金は想定外のリスクに対応できる「国の保険」です。国民年金保険料を未納のままにすると、老後の年金だけでなく、障害年金や遺族年金まで受け取れなくなってしまう場合がありますので、必ず納めましょう。

●**老齢基礎年金**(65歳になったとき)

国民年金を10年以上納付した人が65歳から受け取る老後

のための年金です。

●**障害基礎年金**(病気やケガで障害が残ったとき)

国民年金加入中に、病気やケガが原因で障害が残ったときのための年金です。※20歳前に発生した障害も支給対象になります。

●**遺族基礎年金**(一家の大黒柱が亡くなったとき)

国民年金に加入中の人が亡くなったときの遺族のための年金です。

原則、18歳未満の子のある配偶者と18歳未満の子が支給対象となります。

■**問合せ** 室蘭年金事務所(お客様相談室) ☎0143-50-1004 / 住民課 住民・戸籍年金グループ ☎74-3002

若い人を狙った インターネットの 悪質商法に注意!

就職や進学などで親元を離れ、一人暮らしを始めた若者の消費者トラブルが増えています。20歳になると、未成年者を理由とする契約の取り消

しができなくなってしまします。(令和4年4月からは、成人年齢が18歳に引き下げられます)若者に多いトラブルとして次のような相談事例があります。

・お試し価格のサプリメントを注文した。1回きりの購入と思っていたが定期購入が条件になっていた。

・副業を探していて「初心者でも簡単に高収入」「短時間ですぐに稼げる」という広告を見て申し込んだ。マニュアルデータが送られてきたが複雑な内容でよく分からなかった。そのため、キャンセルを申し出たが拒否され、高額な請求を受けた。

・スマートフォンに「アプリの未納金がある。支払わなければ法的措置をとる」という見覚えのないメールが届いた。連絡すると「和解したいなら、すぐに電子マネーギフト券を購入し、その番号を連絡するように」と言われ不審に思った。

悪質業者は契約の知識と経験が浅い若い人を狙っていま

す。「おかしいな」「不安だな」と思ったら、産業振興課まで相談してください。

■**問合せ** 産業振興課 水産・商工グループ ☎74-3005

伊達警察署から 春の全国交通安全運動 の実施

■**運動期間** 4月6日(火)～4月15日(木)の10日間

●**運動重点**

- ・子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保
- ・自転車の安全利用の推進
- ・歩行者などの保護をはじめとする安全運転意識の向上
- ・飲酒運転の根絶
- ・スピードダウンと全席シートベルト着用

●**運転免許更新講習**

更新講習は新型コロナウイルス感染症防止の観点から、完全予約制となっています。日程を確認し、早めの更新をお願いします。

■**問合せ** 伊達警察署 ☎22-0110



合カギ作ります

住宅・自動車・シャッター・ロッカー・金庫他

藤兼金物店

洞爺湖町洞爺湖温泉91-8 TEL 0142-75-2135



すべての相談の相談料が
無料です。

コタエを
出します

相談予約
ダイヤル

0143-47-8373

平日 10:00~16:00 (12:00~13:00を除く)

札幌弁護士会 むろらん法律相談センター



児童手当・児童扶養手当制度のお知らせ

1. 児童手当

中学校卒業までの児童を養育している人全員に支給される手当です。出生・転入・転出などのときに手続きが必要となります。公務員の人は勤務先で手続きをしてください。

■**支給対象** 15歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している人

■**支給月額** 受給者の所得や児童の年齢などにより、金額が変わります

受給者の所得	児童の年齢	支給月額 (1人当たり)
所得制限額未満 (児童手当)	3歳未満	一律 15,000円
	3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は 15,000円)
	中学生	一律 10,000円
所得制限額以上 (特例給付)	年齢関係なし	一律 5,000円

■**支給時期** 6月・10月・2月に、それぞれの前月分まで(4か月分)の手当を支給。

2. 児童扶養手当

死別や離婚などで、父または母と生計を別にしている児童を養育している人に支給される手当です。手当を受けるためには申請手続きが必要です。

■**支給対象** 母子家庭の母、父子家庭の父、父または母に替わって養育している人

■**支給期間** 児童が18歳に到達した日以後の最初の3月31日まで(児童が心身に中程度以上の障がいがある場合は20歳未満まで)

■**支給月額** 受給者と扶養義務者(同居する家族など)の所得などにより支給月額が変わります。そのため、手当の全部または一部を支給しない場合があります。(全額支給、一部支給、全額支給停止のいずれかに決定します)

区分	支給月額	
	全額支給	一部支給
第1子	43,160円	43,150円～10,180円
第2子加算額	10,190円	10,180円～5,100円
第3子以降加算額	6,110円	6,100円～3,060円

■**支給時期** 1月・3月・5月・7月・9月・11月に、それぞれの前月分(2か月分)までの手当を支給。

※これらの手当は申請手続きが遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、注意してください。

※手続きに必要なものは世帯の状況により異なりますので、詳しくは問い合わせください。

■**問合せ** 健康福祉課福祉・高齢者グループ(☎74-3001)

防災とうやこ

No.1 コロナ禍での避難



町のコロナ禍における避難所の対応については、受付時に避難者全員の体調確認と検温を実施するとともに、避難所内では、手洗い・うがい、手指消毒、マスク着用による咳エチケットの徹底や避難者間のスペースの確保の徹底、避難所内の定期的な換気や消毒など、あらゆる対策を講じることとしています。

また、飛沫感染を防止するため、段ボールベッドやパーティション、テントなども備蓄しています。避難所内の感染症対策を徹底することとしてますが、町民の皆さんにも次の点に注意して、避難所での感染拡大防止への協力をお願いします。

1. 避難時に非常食などの非常持出品に加え、持参してほしいもの

- ①マスク
- ②アルコール消毒液やアルコールを含んだウェットティッシュ
- ③体温計
- ④スリッパ



2. 避難先の検討

自身が住んでいる地域の災害リスクについて、町が配布している防災マップや防災ガイドブックなどで確認し、町が開設する避難所や親族の家などを含め、事前に避難先の検討をお願いします。

- ①町が用意する避難所への避難
- ②安全な場所にある親族の家などへの避難(分散避難)
- ③大雨や土砂災害などで自宅が安全な場合は、建物の上階や自宅内の安全な場所への避難(在宅避難)

協会けんぽから 令和3年度保険料率改定

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率10.45%(プラス0.04ポイント)、介護保険料率は1.80%(プラス0.01ポイント)と引き上げとなります。健康保険料率や介護保険料率の引き上げに関して、ご理解をよろしくお願いします。

●保険料率について

保険料率は、各都道府県の医療水準に基づき算出されていて、北海道の医療費の上昇を抑えることができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みになっています。

医療費の上昇を抑えるため、健診の受診、企業を挙げた健康づくり、ジェネリック医薬品の使用促進などの取り組みの協力をお願いいたします。

■問合せ

全国健康保険協会(協会けんぽ) 北海道支部(011-726-0352)

行政



町に寄せられたふるさと納税の活用

令和2年度に町に寄せられたふるさと納税寄附金は3,441件、7,558万8千円です。これらの寄附金は返礼品などの経費を差し引いた額を基金に積立て、子育て支援や観光振興事業、新型コロナウイルス感染症予防対策の費用の一部として活用しています。

なお、昨年度活用した内容は次のとおりです。

- 観光振興事業、保育所給食費半額助成事業、子育て支援ごみ袋支給事業、出産祝金支給事業、買い物支援バス運行事業、地域食堂運営事業、洞爺地区等通学費助成、保育所・小学校遊具修繕、子どもインフルエンザ予防接種費用助成事業 他

また、本年度も4月よりふるさと納税の受付を開始しています。

■問合せ 総務課管財・情報グループ(☎74-3000)

第11回特別弔慰金請求の受付

●特別弔慰金

特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者などの遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

■支給対象者

戦没者などの死亡当時の遺族で、令和2年4月1日(基準日)に「恩給法による公務扶助料」「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者などの妻や父母など)がない場合に、次の順番による優先順位の遺族1人に支給します。

- ①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- ②戦没者の子
- ③戦没者などの⑦父母⑧孫⑨祖母⑩兄弟姉妹※戦没者な

どの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入り替わります。

④右記①～③以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など) ※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限りません。

■支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

■請求期間 令和5年3月31日まで(請求期間を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、注意してください)

■請求窓口 洞爺湖町役場健康福祉課、洞爺湖温泉支所、洞爺総合支所

■問合せ 健康福祉課福祉・高齢者グループ(☎74-3001)

経済センサスー活動調査実施

令和3年6月1日を期日として経済センサスー活動調査を実施します。

経済センサスー活動調査

とは、全産業分野の事業所・企業の経済活動の状態を全国的・地域別に明らかにすることを目的に実施し、売上高や費用などの経理項目の把握に重点を置いている調査となっています。

本調査は、統計法という法律に基づく基幹統計調査であり、基幹統計調査を受ける人には報告の義務があります。同時に、調査を実施する関係者には調査によって知ったことを他に漏らしてはいけない義務も統計法で規定されています。全国全ての事業所に回答をお願いする重要な調査となっていて、調査結果は行政施策などの重要な根拠資料となりますので、回答の協力をお願いします。

4月中旬ごろに、町が任命する調査員が調査を行う事業所へ「事前依頼はがき」を送付しますので内容の確認をお願いいたします。

■問合せ

企画防災課広報統計グループ(☎74-3004)

サーモグラフィ一体 温計設置

町では、新型コロナウイルス感染症予防対策として、町民の皆さんが来庁時に検温できるように、役場本庁舎、洞爺湖温泉支所、洞爺総合支所に体温をカメラで測定する機器(タブレット型サーモグラフィ一体温計)を設置しました。

この体温計は、機器の前に立つと自動で体温を測定するものですので、健康管理の一助として活用してください。

■問合せ 総務課庶務・職員グループ(☎74-3000)

メルトタワー21の排ガス(煙突)測定結果

ダイオキシソキシソ類測定結果(2号炉)は、「ダイオキシソ類対策特別措置法」による排出基準値(0.1ナノグラム)を下回っています。

■測定日 令和2年11月25日

■測定結果 0.009ナノグラム(ナノグラムは10億分の1グラム)

■詳細 西いぶり広域連合(☎0143-5910705)

募集

プレジャーボート係留 希望者募集

プレジャーボートの係留希望者を募集します。

希望者が多数となった場合は、加点方式(町内在住の有無など)による選考を行います。同点者がいた場合は抽選となります。

■係留場所 洞爺湖町虻田漁港大磯分區

■募集隻数 1隻(船舶の長さ5m以上7m未満)

■使用料(年額) 船舶の長さ1mあたり 町民6、800円/町民以外 8、100円

■係留期間 5月1日(土)～令和4年3月31日(木)

■申込方法 申請書は産業振興課に用意しています。(ホームページからもダウンロードできます)希望する人は、1度、電話などで問い合わせ

ください。

■受付期間 4月12日(月)～4月21日(水)

■問合せ 産業振興課水産・商工グループ(☎74-3005)

令和3年度調理師試験

■試験日 8月25日(水) 13時30分～16時

■願書受付期間 5月10日(月)～5月21日(金)

■試験地 苫小牧市※従来の試験地室蘭市から変更となっています。

■受験料 6、900円

■願書提出先 北海道室蘭保健所企画総務課企画係

■問合せ 北海道胆振総合振興局保健環境部保健行政室(北海道室蘭保健所)企画総務課企画係(☎0143-2419844)

相談

「行政に関わるくらしの無料相談会」開催

自衛官募集

募集項目	資格	受付期限	試験期日
一般幹部候補生 (陸、海、空)	22歳以上 26歳未満の人	4月28日(水) まで	5月8日(土)
歯科、薬剤科 幹部候補生	専門の大卒の 20歳以上 30歳未満の人		
一般曹候補生	18歳以上 33歳未満の人	5月11日(火) まで	5月21日(金)～30日(日) (いずれか1日)
自衛官候補生		5月21日(金) まで	5月28日(金)～30日(日) (いずれか1日)

■問合せ 防衛省自衛隊札幌地方協力本部 室蘭地域事務所 (☎0143-44-9533)

心からおくやみ 申し上げます

故岩倉ハル子さん

■1月31日死去 ■94歳 ■遺族は徳さん ■洞第2

故猪股広美さん

■2月16日死去 ■63歳 ■遺族は美代子さん ■泉区

故大廣きよ子さん

■2月17日死去 ■87歳 ■遺族は芳博さん ■洞第2

故中畑アサ子さん

■2月28日死去 ■74歳 ■遺族は三千男さん ■洞第4

故日当正子さん

■3月10日死去 ■71歳 ■遺族は修さん ■虻1区

故岩田敏勝さん

■3月12日死去 ■78歳 ■遺族は兼一さん ■虻2区

故山平ミツさん

■3月13日死去 ■92歳 ■遺族は隆一さん ■虻1区

故鈴木榮子さん

■3月14日死去 ■82歳 ■遺族は忠光さん ■入4区

2月20日から3月19日届出分

広報紙への掲載は申請手続きが必要です。

無料法律相談会開催

■日時 5月6日(木) 13時30分～15時

■日程 ①6月7日(月) ②10月25日(月) ③令和4年10月28日(木)

■日時 4月17日(土)、5月15日(土) 9時30分～12時

■日時 4月15日(木) 13時30分～15時

■日時 4月15日(木) 13時30分～15時

■問合せ 北海道行政書士 会室蘭支部(☎76-3538 担当後藤) / 住民課住民・戸籍年金グループ(☎74-3002)

■問合せ 住民課住民・戸籍年金グループ(☎74-3002)

■問合せ 住民課住民・戸籍年金グループ(☎74-3002)

心身障がい者一般巡回相談の開催

■場所 赤川集会所

■場所 洞爺湖町役場

■場所 観光情報センター

■問合せ 住民課住民・戸籍年金グループ(☎74-3002)

■問合せ 住民課住民・戸籍年金グループ(☎74-3002)

■問合せ 住民課住民・戸籍年金グループ(☎74-3002)

相続手続き、遺言書の作成や、契約手続き、また官公署に提出する書類の作成などの相談に応じます。

金銭、相続、夫婦間、交通事故、消費者問題のトラブルなどの相談に応じます。必ず2日前の17時までに事前予約してください。

増川拓弁護士(北海道みらい法律事務所)

寄付



善意のご寄付ありがとうございます。

●社会福祉協議会

△寄附物品▽

▽高崎みや子さん(虻2区)

■問合せ 健康福祉課福祉・高齢者グループ(☎74-3001)

希望日にならないことがあります。

■申込み 相談する場合は事前申し込みが必要となります。

■内容 18歳以上の身体障がい者や知的障がい者の人たちの医学的、心理的および職能的判定などや補装具の処方や適合判定など、その他障がいに係る専門的相談などの相談となります。

■場所 ①室蘭市②伊達市③登別市※開催場所については未定となっています。

■日程 ①6月7日(月) ②10月25日(月) ③令和4年10月28日(木)

2月14日(月)～17日(木)

▽正源なみ子さん(虻8区)

▽安富隆吉さん(虻4区)

▽谷良男さん(入1区)

▽下妻末乃さん(温3区)

▽沼田盛昭さん(泉区)

▽坂上昭郎さん(入4区)

▽高橋石油

▽虻田郵便局

▽友愛会歯科

▽虻田高校

わたしのうた

あぶた俳句会 3月定例会

うらやかや卒寿に高き寺の磴

矢野知子

引鳥の群れ鳴き交し北めざす

千葉征子

麗らかに波間のカモメ浮き沈み

小笠原勇

天気図の巨大渦潮春疾風

佐藤美風